

有償在宅福祉サービス事業の現行利用者の経過措置案
(福祉公社作成)

1 経過措置の考え方

経過措置は、利用料金（世帯か個人か。消費税は内税か外税か）、新制度への移行期間の設定（期限を設けるか、設けないか。設ける場合、どの程度の期間とするか）、サービスの切り分け（一部オプション化）により、いくつかのパターンがある。

2 経過措置の内容(現行のサービスとの相違)

◎現行のサービス内容

1. 基本サービス
 - (1) 利用料
1世帯月1万円
 - (2) 提供サービス
 - ・ソーシャルワーカー・看護師訪問
 - ・適宜の面接・電話による利用者の心身状況・生活状況の把握
 - ・福祉サービス・医療機関
 - ・公的サービス等社会資源の仲介
 - ・緊急対応（24時間）
 - ・入退院、入退所援助
 - ・没後対応
 2. 個別サービス
 - (1) 利用料 実費
 - (2) 提供サービス
家事援助サービス
- ※権利擁護併用者の利用料を免除
※消費税は内税

⇒

【第1案】サービスを切り分ける案

1. 消費税を外税化する。
2. 権利擁護併用者への利用料免除を廃止する。
3. 料金体系の見直しを行う。
 - ・世帯1人目1万円、世帯の2人目以降の追加料金を設定
4. 提供サービスのうち、次のサービスをオプション化し、別料金とする。
 - ・看護師の訪問
 - ・夜間・休日の緊急対応
 - ・入退院、入退所援助
 - ・没後対応

【第2案】現行と同様のサービスを提供するが、移行期間を3年間とする案

⇒

1. 消費税を外税化する。
2. 権利擁護併用者への利用料免除を廃止する。
3. 3年間の経過措置を設けた後、事業を廃止する。